

「勤労福祉会館条例」別表新旧対照表

勤労福祉会館条例 別表(第13条第1項関係)

1 ホール等使用料

①会議等の通常使用

旧				新(R2.4.1以降)		
施設名	区分	使用料		施設名	区分	使用料
		平日	日曜日及び休日			
ホール	午前9時から午後5時まで 1時間につき	円 1,230	円 1,440	ホール	1時間につき	円 1,530
	午後5時から午後9時まで 1時間につき	1,440	1,650			
第1会議室	午前9時から午後5時まで 1時間につき	930	1,030	第1会議室	1時間につき	1,170
	午後5時から午後9時まで 1時間につき	1,030	1,230			
第2会議室 第3会議室 第4会議室 第7会議室 第8会議室 第1和室 音楽室	午前9時から午後5時まで 1時間につき	510	620	第2会議室 第3会議室 第4会議室 第7会議室 第8会議室 第1和室 音楽室	1時間につき	670
	午後5時から午後9時まで 1時間につき	620	1,030			
第5会議室 第6会議室 第2和室	午前9時から午後5時まで 1時間につき	410	510	第5会議室 第6会議室 第2和室	1時間につき	430
	午後5時から午後9時まで 1時間につき	510	820			
第1研修室 第2研修室 第3研修室	午前9時から午後5時まで 1時間につき	820	930	第1研修室 第2研修室 第3研修室	1時間につき	1,050
	午後5時から午後9時まで 1時間につき	930	1,130			

②営利目的又は飲食を伴うパーティ等での使用

※改正後の条例では、別表は廃止し、規定の使用料に30割を加算(通常使用の4倍の使用料)と定める。

旧				新(R2.4.1以降)		
施設名	区分	使用料		施設名	区分	使用料
		平日	日曜日及び休日			
ホール	午前9時から午後5時まで 1時間につき	円 7,410	円 8,640	ホール	1時間につき	円 6,120
	午後5時から午後9時まで 1時間につき	8,640	9,870			
第1会議室	午前9時から午後5時まで 1時間につき	5,550	6,170	第1会議室	1時間につき	4,680
	午後5時から午後9時まで 1時間につき	6,170	7,410			
第2会議室 第3会議室 第4会議室 第7会議室 第8会議室 第1和室 音楽室	午前9時から午後5時まで 1時間につき	3,090	3,700	第2会議室 第3会議室 第4会議室 第7会議室 第8会議室 第1和室 音楽室	1時間につき	2,680
	午後5時から午後9時まで 1時間につき	3,700	6,170			
第5会議室 第6会議室 第2和室	午前9時から午後5時まで 1時間につき	2,470	3,090	第5会議室 第6会議室 第2和室	1時間につき	1,720
	午後5時から午後9時まで 1時間につき	3,090	4,940			
第1研修室 第2研修室 第3研修室	午前9時から午後5時まで 1時間につき	4,940	5,550	第1研修室 第2研修室 第3研修室	1時間につき	4,200
	午後5時から午後9時まで 1時間につき	5,550	6,790			

「勤労福祉会館条例」別表新旧対照表

2 トレーニング室等使用料

旧				
施設	区分	午前	午後	夜間
トレーニング室 娯楽室		各区分ごと1人につき 210円		

新(R2.4.1以降)				
施設	区分	午前	午後	夜間
トレーニング室 娯楽室		各区分ごと1人につき 260円		

3 駐車場

旧			
区分			使用料
1月4日から 12月28日まで	午前8時30分から 午後9時30分まで	1回1時間まで	円 410
		1回1時間を超えた場合は、410円に1時間を超えた時間30分までごとに210円を加算する。	
	上記以外の時間	30分までごとに	100

新(R2.4.1以降)			
区分			使用料
1月4日から 12月28日まで	午前8時30分から 午後9時30分まで	1回1時間まで	円 420
		1回1時間を超えた場合は、420円に1時間を超えた時間30分までごとに210円を加算する。	
	上記以外の時間	30分までごとに	100